

物品売買契約書

物品の売買について、人吉下球磨消防組合 管理者 松岡隼人（以下「売払人」という。）と
〇〇〇〇〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（目的）

第1条 売払人は、その所有する次の物品（以下「物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを売払人より受ける。

物品 番号	車両名	型式	初年度登録	登録番号

（売買代金）

第2条 売買代金は、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税の額〇〇〇〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（売買代金の支払い）

第4条 買受人は、売払人に対して、次のとおり第2条の売買代金を支払う。売買代金を、契約締結日から10日以内に売払人が発行する納入通知書により納付しなければならない。

（物品の引渡し）

第5条 物品の引渡しは、売買代金納付完了後、速やかに引渡す。

- （1）引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとする。
- （2）車両に装備されている機装品について、消防章、赤色警光灯（発光部分も含む）、標識灯、サイレンアンプは取り外し、転売及び再利用できない状態にすること。また、車両のボディ等に貼り付けてある文字及びマークについては抹消すること。以上のことについて、取り外し及び抹消したことが分かる写真（車両の全周囲5面）を引渡し後14日以内に実施し当消防組合に提出すること。
- 2 車両の名義変更若しくは廃車の手続き等に係る諸経費の一切は買受人が負担することとし、届出の写しを引渡し後14日以内に実施し当消防組合に提出すること。
- 3 車両の運送については、買受人の責任のもとで行うこと。また、車両の輸送等に要する経費は全て、買受人が負担することとする。

（所有権）

第6条 物品の所有権は、当該物品を引渡したのち前条第1項第2号、第2項が完了した時をもって、売払人から買受人へ移るものとする。

（危険負担）

第7条 買受人は、本契約締結の時から物品の引渡しの時までの間において、当該物品が売払人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売払人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第8条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときにおいても、買受人は、売払人に対し、目的物の補修、代替物の引渡し、不足分の引渡し、売買代金減免の請求、損害賠償の請求、契約解除の請求をすることができない。

（契約の解除）

第9条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1）買受人が指定期限内に契約金額を納付しないとき。
- （2）買受人が引取期限内に売払物品の引取を開始しないとき。
- （3）買受人に本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- 2 売払人は第1項の規定により代金を返還する場合において、買受人が違約金又は損害金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第10条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（疑義の決定）

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、売払人と買受人とが協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人、買受人双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

（売払人）住 所 熊本県人吉市下林町1番地

名 称 人吉下球磨消防組合

代表者名 管理者 松 岡 隼 人

（買受人）住 所

名 称

代表者名